

八戸市立市民病院薬剤師奨学金返還資金貸付制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八戸市立市民病院(以下「市民病院」という。)において薬剤師の業務に従事する職員に対し、当該職員が奨学金を返還する資金を貸し付けることにより、当該職員の経済的負担の軽減を図るとともに、病院において特に確保が困難な職種である薬剤師の人員の確保及び定着を図ることを目的とする。

(貸付対象奨学金)

第2条 貸付けの対象となる奨学金(以下「貸付対象奨学金」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- (2) 医療機関等において業務に従事することにより、返還を免除される奨学金でないもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、八戸市立市民病院事業管理者(以下「管理者」という。)が認める奨学金

(貸付対象者)

第3条 貸付けの対象となる者(以下「貸付対象者」という。)は、市民病院に新たに採用された者のうち青森県病院薬剤師奨学金返還支援事業費補助金(以下「県補助金」という。)の対象となる者とし、その他の者については次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市民病院に常勤として薬剤師の業務に従事し、在籍期間が5年以内である者
- (2) 貸付対象奨学金の返還を行っている者又は貸付けを申請する年度内に貸付対象奨学金の返還を開始する者
- (3) 貸付対象奨学金の返還を滞納していない者
- (4) 別に貸付対象奨学金の返還支援を受けていない者

(貸付金額)

第4条 貸付金の額は、年間の貸付対象奨学金の返還金の額から1,000円未満の端数を切り捨てた額とし、貸付金総額は、次の表に掲げる額とする。

対象者	貸付期間	貸付金総額
県補助金の対象者	6年	月額10万円(年額120万円) 総額720万円
上記以外の者	6年	月額5万円(年額60万円) 総額360万円

(貸付対象期間)

第5条 貸付対象期間は、貸付決定年度の4月から、貸付対象奨学金の返還が終了する月又は前条に規定する貸付金総額に達する月のいずれか早い月までとする。

(貸付申請)

第6条 貸付けを受けようとする貸付対象者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる書類を添えて、管理者に申請しなければならない。

- (1) 八戸市立市民病院事業薬剤師奨学金返還資金貸付申請書(別記様式第1号)
- (2) 八戸市立市民病院事業薬剤師奨学金返還資金貸付契約書及び誓約書(別記様式第2号)

- (3) 貸付対象奨学金を貸与した機関が発行する貸付対象奨学金の貸与を証する書類
- (4) 返還金額及び期間を確認できる書類
- (5) 前4号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、管理者が定める期日までにしなければならない。

(貸付けの決定及び通知)

第7条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、貸付けの可否及び貸付金の額を決定し、その旨を八戸市立市民病院薬剤師奨学金返還資金貸付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の規定により貸付けの決定を受けた者(以下「借受者」という。)は、貸付けの申請を取り下げようとするときは、前条の規定による貸付決定の通知を受けた日から10日以内に、八戸市立市民病院薬剤師奨学金返還資金貸付申請取下届出書(別記様式第4号)により管理者に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該申請者に係る貸付けの決定は無効とする。

(中止等の届出)

第9条 借受者は、貸付決定の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、八戸市立市民病院薬剤師奨学金返還資金貸付中止(休止)届出書(別記様式第5号)により管理者に届け出なければならない。

- (1) 貸付対象期間内に休職(業務に起因する休職を除く。)又は停職するとき
- (2) 自己の都合により、長期にわたり薬剤師の業務を行うことができないとき
- (3) 市民病院を退職するとき

2 管理者は、前項の規定による届出があったときは、これを審査し、審査の結果を八戸市立市民病院薬剤師奨学金返還資金貸付中止(休止)決定通知書(別記様式第6号)により前項の届出をした者に通知する。

(貸付け)

第10条 借受者は、管理者が定める期日までに八戸市立市民病院薬剤師奨学金返還資金貸付請求書(別記様式第7号)により管理者に貸付金を請求しなければならない。

2 管理者は、前項の請求があったときは、別記様式第2号の貸付契約に基づき借受者に貸付金を貸し付けるものとする。

(貸付決定の取消し)

第11条 管理者は、借受者が虚偽の申請その他不正の行為によって貸付決定を受け、又は貸付けを受けたことが判明したときは、貸付決定の全部又は一部を取り消し、又は借受者との契約を解除することができる。

(実績報告)

第12条 借受者は、貸付終了までの間、毎年度4月末日までに八戸市立市民病院薬剤師奨学金返還資金貸付実績報告書(別記様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添えて、管理者に前年度における返還の実績を報告しなければならない。

- (1) 貸付対象奨学金の返還の事実を確認できる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(貸付金の当然免除)

第13条 管理者は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還を免除するものとする。

- (1) 貸付終了後、5年間又は貸付けを受けた期間(第9条の規定により貸付けを受けなかった期間を除く。以下「貸付期間」という。)に100分の150を乗じた期間のいずれか長い期間、市民病院で薬剤師の業務に従事したとき
- (2) 貸付期間に相当する期間が経過する前に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため薬剤師の業務を継続することができなくなったとき。

(貸付金の返還)

第14条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金を一括払により返還しなければならない。

- (1) 第12条に規定する実績報告により貸付けすることが適当でない認められるとき
- (2) 第13条第1号を満たさないとき

(遅延利息)

第15条 借受者は、正当な理由がなく償還事由が発生してから3カ月以内に返還しなかったときは、返還すべき額に当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の規定による延滞利息を支払わなければならない。ただし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第94条に規定する延滞税の割合の特例が適用となる期間においては、当該規定によるものとする。

(返還の猶予)

第16条 管理者は、借受者が災害、病気その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったときは、事由が継続する期間において、貸付金の返還を猶予することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、貸付けに関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月22日から施行し、令和7年4月1日から適用する。